

議 案 参 考 資 料

令和 3 年 9 月 定例会

(目 次)

○大村市県収入証紙購買基金の概要（第 5 7 号議案関係）	(1)
○大村市地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化のための固 定資産税の課税免除に関する条例の概要（第 5 8 号議案関係）	(2)
○大村市個人情報保護条例（新旧対照表）（第 1 条関係）（第 5 9 号議案関係）	(3)
○大村市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する 法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（新旧対 照表）（第 2 条関係）（第 5 9 号議案関係）	(4)
○大村市病院事業の設置等に関する条例の改正概要（第 6 0 号議案関係）	(5)
○大村市病院事業の設置等に関する条例（新旧対照表）（第 6 0 号議案関係）	(6)
○指定管理者候補者一覧（第 6 1 号議案～第 6 6 号議案関係）	(7)
○指定管理者候補者の選定結果（第 6 1 号議案～第 6 6 号議案関係）	(8)
○位置図（第 6 7 号議案及び第 6 8 号議案関係）	(1 1)
○平面図（第 6 7 号議案及び第 6 8 号議案関係）	(1 2)
○入札結果（第 6 7 号議案関係）	(1 3)
○入札結果（第 6 8 号議案関係）	(1 4)
○市道路線認定位置図（第 6 9 号議案関係）	(1 5)
○公用車の交通事故について（報告第 1 0 号関係）	(1 8)

大村市県収入証紙購買基金の概要（第５７号議案関係）

１ 設置の理由

長崎県収入証紙（以下「県収入証紙」という。）の売りさばき所である市役所売店が本年９月３０日をもって売りさばき所を廃止することに伴い、市民の利便性を考慮し、本年１０月１日以降は、本市が長崎県の指定を受け、県収入証紙を販売する。県収入証紙の売りさばきに関する事務を円滑かつ効率的に行うことができるよう、基金を設置するものである。

２ 県収入証紙について

長崎県の使用料及び手数料のうち指定のものは、長崎県証紙条例により、県収入証紙による収入の方法で徴収することとされている。

３ 条例の内容

基金の額及び管理、運用益金の処理、県収入証紙の購入計画等について定める。

４ 条例の施行日

公布の日

大村市地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化のための 固定資産税の課税免除に関する条例の概要（第５８号議案関係）

1 制定の理由

本県の地域の特性（農林水産資源、電子部品の製造業等の集積など）を生かして高い付加価値を創出し、地域の事業者を経済的波及効果を及ぼすものとして、地域経済を牽引する事業（以下「地域経済牽引事業」）を支援するため、地域経済牽引事業者が設置する施設に係る固定資産税（土地・家屋・償却資産）の課税免除を行うこととし、その取扱いについて必要な事項を定める。

2 課税免除の概要

条件		県の承認及び国の確認を受けた地域経済牽引事業を行う事業者であること。
対象施設	家屋及び償却資産	地域経済牽引事業に係る対象施設の用に供する部分（事務所等を除き、国が県の基本計画に同意した日（平成２９年９月２９日。以下「同意日」）から令和５年３月３１日までに設置したもの）
	土地	地域経済牽引事業に係る対象施設の敷地（同意日以後に取得し、取得から１年以内に当該対象施設の建設に着手したもの）
免除期間		３年間
国の財政措置		課税免除による固定資産税減収額の４分の３に対し、普通交付税による補てん措置あり

3 施行期日

公布の日

大村市個人情報保護条例（新旧対照表）（第1条関係）

改正後	改正前
（保有個人情報の提供先への通知） 第30条 実施機関は、第27条第1項の決定に基づく保有個人情報の訂正の実施をした場合において、必要があると認めるときは、当該保有個人情報の提供先（情報提供等記録にあっては、内閣総理大臣及び番号法第19条第8号に規定する情報関係情報若しくは情報提供者又は同条第9号に規定する条理事務関係情報提供者若しくは条理事務関係情報提供者（当該訂正に係る情報提供等記録に記録された者であって、当該実施機関以外のものに限る。））に対し、遅滞なく、その旨を書面により通知するものとする。	（保有個人情報の提供先への通知） 第30条 実施機関は、第27条第1項の決定に基づく保有個人情報の訂正の実施をした場合において、必要があると認めるときは、当該保有個人情報の提供先（情報提供等記録にあっては、総務大臣及び番号法第19条第7号に規定する情報関係情報提供者（当該訂正に係る情報提供等記録に記録された者であって、当該実施機関以外のものに限る。））に対し、遅滞なく、その旨を書面により通知するものとする。

大村市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（新旧対照表）（第2条関係）

改正後	改正前
(趣旨) 第1条 この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「法」という。）第9条第2項の規定に基づく個人番号の利用及び法第19条第11号の規定に基づく特定個人情報の提供に關し必要な事項を定めるものとする。 (特定個人情報の提供) 第5条 法第19条第11号の条例で定める特定個人情報を提供することができるときは、別表第3の第1欄に掲げる情報照会機関が、同表の第3欄に掲げる情報提供機関に対し、同表の第2欄に掲げる事務を処理するために必要な同表の第4欄に掲げる特定個人情報の提供を求めた場合において、同表の第3欄に掲げる情報提供機関が当該特定個人情報を提供するときとする。 2 略	(趣旨) 第1条 この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「法」という。）第9条第2項の規定に基づく個人番号の利用及び法第19条第10号の規定に基づく特定個人情報の提供に關し必要な事項を定めるものとする。 (特定個人情報の提供) 第5条 法第19条第10号の条例で定める特定個人情報を提供することができるときは、別表第3の第1欄に掲げる情報照会機関が、同表の第3欄に掲げる情報提供機関に対し、同表の第2欄に掲げる事務を処理するために必要な同表の第4欄に掲げる特定個人情報の提供を求めた場合において、同表の第3欄に掲げる情報提供機関が当該特定個人情報を提供するときとする。 2 略

大村市病院事業の設置等に関する条例の改正概要（第60号議案関係）

1 改正の理由

市立大村市民病院の二次救急医療機関(※1)としての機能を維持するとともに、勤務医の負担軽減を図るため、以下のとおり改正するものである。

※1 手術・入院を必要とする重症の患者に対応する病院。

なお、初期救急医療機関は比較的軽症な患者の医療を担当する医療機関、三次救急医療機関は重篤な患者に高度な医療を総合的に提供する救命救急センター等

2 改正の内容

他の二次救急医療機関と同様に、比較的軽症の患者等が時間外(※2)に診察を受けた場合(※3)の利用料金（国が定める選定療養費）として、5,000円（税抜）の範囲内で指定管理者が市長の承認を得て定める額を新設する。

※2 平日の午後5時15分から翌日の午前8時30分まで及び休診日の終日

※3 他の病院等からの文書による紹介により緊急に受診する場合、受診後にそのまま入院した場合その他の緊急やむを得ない事情がある場合を除く。

3 施行期日

令和3年12月1日（一部の規定については、公布の日）

大村市病院事業の設置等に関する条例（新旧対照表）

改正後	改正前
(利用料金) 第 8 条 市立大村市民病院を利用する者は、指定管理者に対し、当該利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を支払わなければならない。 2 利用料金の額は、次に掲げる額とする。 (1) ・ (2) 略 (3) 休診日（規則で定める休診日をいう。以下同じ。）を除く日（以下「平日」という。）における診療時間（規則で定める診療時間をいう。以下同じ。）において、他の病院又は診療所からの文書による紹介によらず初診（緊急その他やむを得ない事情がある場合に受けた初診を除く。）を受けた者については、3, 0 0 0 円の範囲内で指定管理者が市長の承認を得て定める額 (4) 平日における診療時間以外の時間又は休診日における診察（緊急その他やむを得ない事情がある場合に受けた診察を除く。）を受けた者については、5, 0 0 0 円の範囲内で指定管理者が市長の承認を得て定める額 (5) 略 (6) 略 (7) 略 (8) 略 3 ～ 5 略	(利用料金) 第 8 条 市立大村市民病院を利用する者は、指定管理者に対し、当該利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を支払わなければならない。 2 利用料金の額は、次に掲げる額とする。 (1) ・ (2) 略 (3) 他の病院又は診療所からの文書による紹介によらず初診（緊急その他やむを得ない事情がある場合に受けた初診を除く。）を受けた者については、3, 0 0 0 円の範囲内で指定管理者が市長の承認を得て定める額 (4) 略 (5) 略 (6) 略 (7) 略 3 ～ 5 略

指定管理者候補者一覧（第 6 1 号議案～第 6 6 号議案関係）

議案 番号	公の施設の名称	申請 者数	指定管理者候補者	指定の 期間
6 1	大村市総合福祉センター	1	社会福祉法人大村市社会福祉協議会	5 年
6 2	大村市体育文化センター	2	一般財団法人大村市文化・スポーツ振興財団	5 年
6 3	大村市高良谷牧場	1	長崎県央農業協同組合	5 年
6 4	東浦漁港	1	大村湾東部漁業協同組合	5 年
6 5	松原漁港	1	大村市漁業協同組合松原支部	5 年
6 6	大村市勤労者センター	1	公益社団法人大村市シルバー人材センター	5 年

第 6 1 号議案関係

公の施設の名称	大村市総合福祉センター
指定管理者候補者	社会福祉法人大村市社会福祉協議会
指定の期間	令和 4 年度から令和 8 年度までの 5 年間
募集方法	非公募
債務負担行為の限度額	28,900 千円
参考金額	33,735 千円
提案金額	28,900,000 円
適否判定	適

第 6 2 号議案関係

公の施設の名称	大村市体育文化センター		
指定管理者候補者	一般財団法人 大村市文化・スポーツ振興財団		
指定の期間	令和 4 年度から令和 8 年度までの 5 年間		
募集方法	公募		
債務負担行為の限度額	827,624 千円		
参考金額	907,676 千円		
申請者数	2 団体		
提案金額及び評価点	申請者	提案金額	評価点
	一般財団法人 大村市文化・スポーツ振興財団	827,624,000 円	94.60
	団体 A	889,482,000 円	75.60

第 6 3 号議案関係

公の施設の名称	大村市高良谷牧場
指定管理者候補者	長崎県央農業協同組合
指定の期間	令和 4 年度から令和 8 年度までの 5 年間
募集方法	非公募
債務負担行為の限度額	81, 145 千円
参考金額	81, 145 千円
提案金額	81, 145, 000 円
適否判定	適

第 6 4 号議案関係

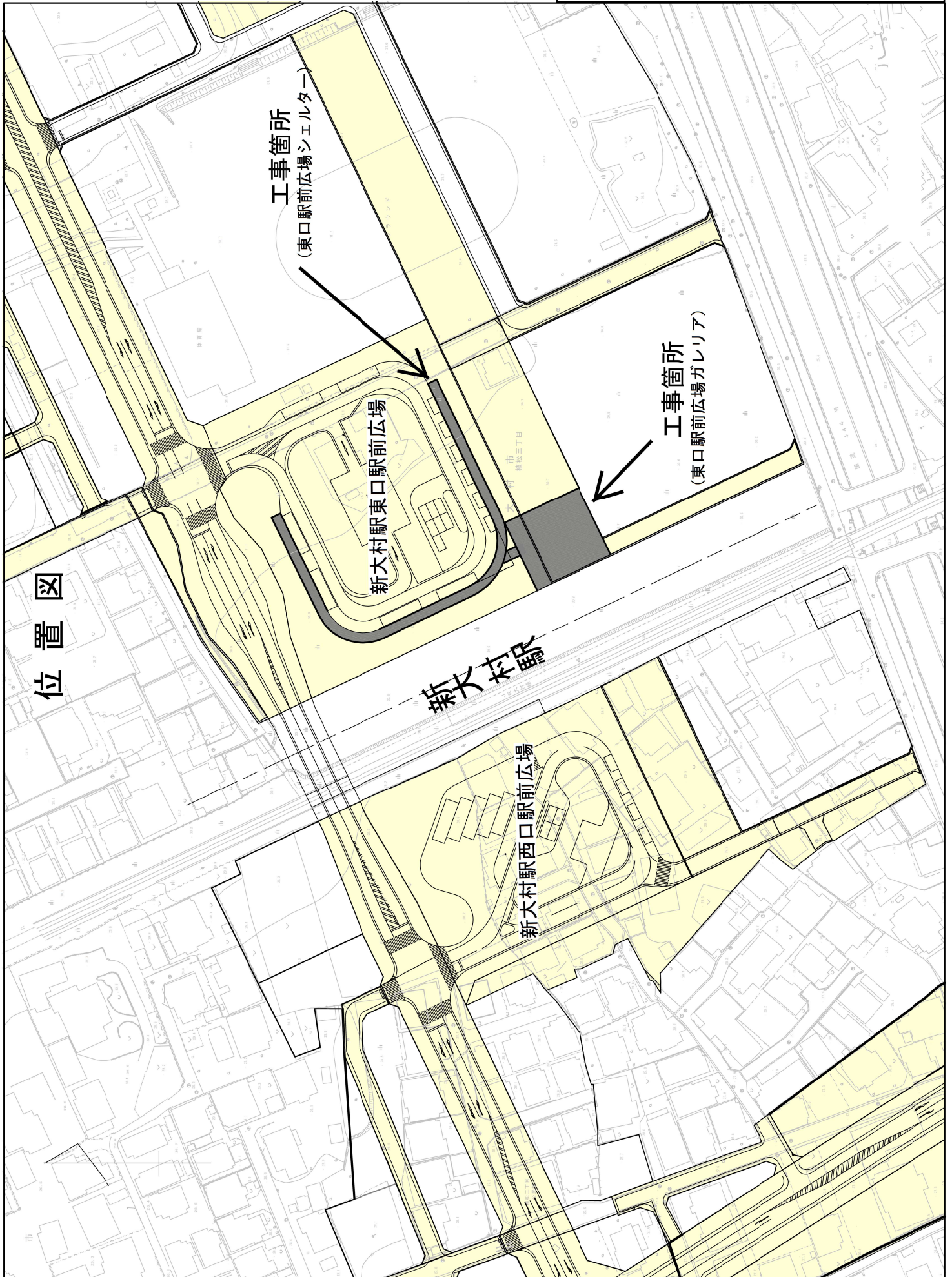
公の施設の名称	東浦漁港
指定管理者候補者	大村湾東部漁業協同組合
指定の期間	令和 4 年度から令和 8 年度までの 5 年間
募集方法	非公募
債務負担行為の限度額	1, 955 千円
参考金額	1, 955 千円
提案金額	1, 954, 260 円
適否判定	適

第 6 5 号議案関係

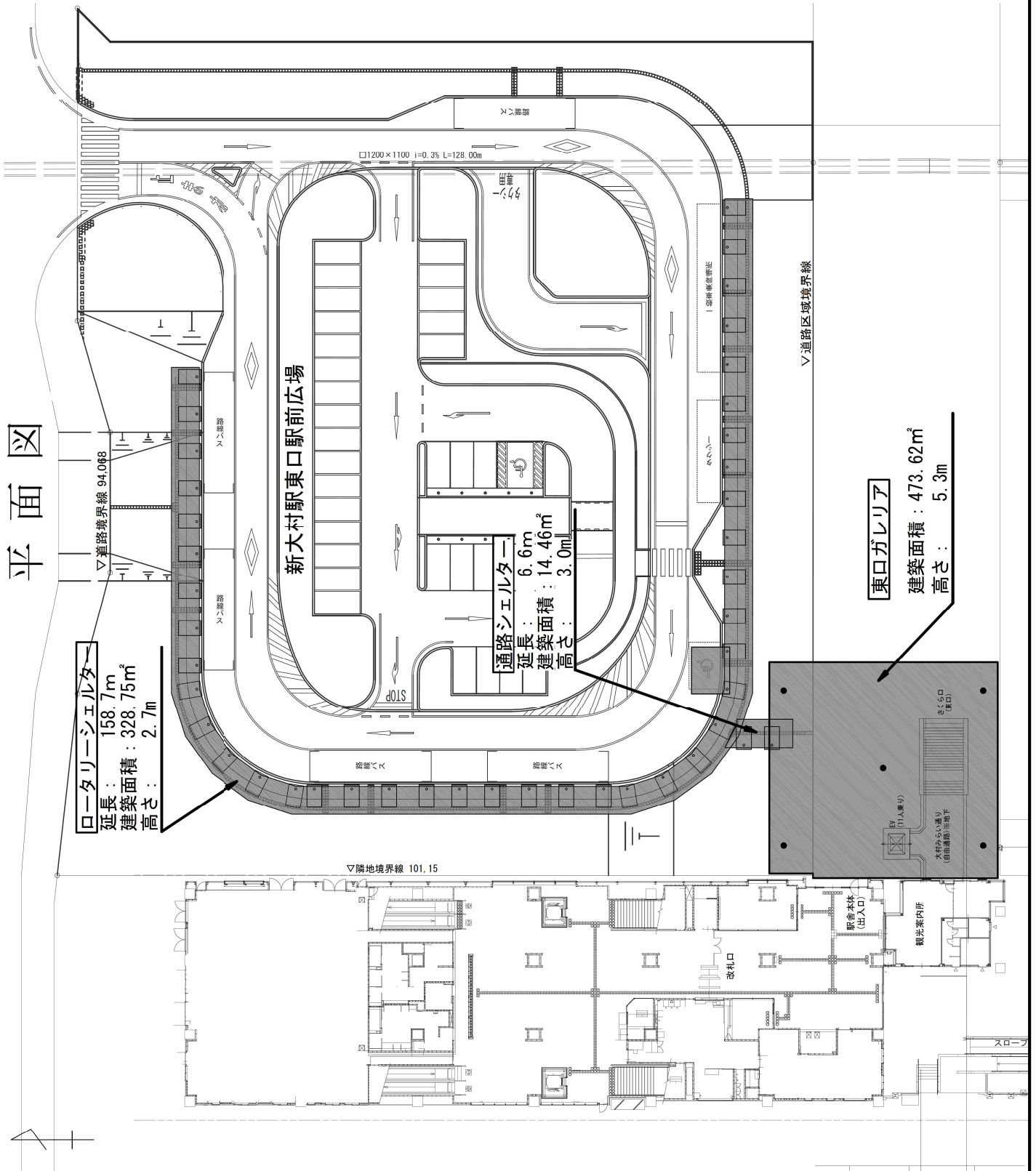
公の施設の名称	松原漁港
指定管理者候補者	大村市漁業協同組合松原支部
指定の期間	令和 4 年度から令和 8 年度までの 5 年間
募集方法	非公募
債務負担行為の限度額	3, 856 千円
参考金額	3, 853 千円
提案金額	3, 852, 385 円
適否判定	適

第 6 6 号議案関係

公の施設の名称	大村市勤労者センター
指定管理者候補者	公益社団法人大村市シルバー人材センター
指定の期間	令和 4 年度から令和 8 年度までの 5 年間
募集方法	非公募
債務負担行為の限度額	11, 495 千円
参考金額	11, 496 千円
提案金額	11, 495, 000 円
適否判定	適



恒



入札結果

一般

工 事 名		新大村駅周辺地区東口駅前広場ガレリア建築工事					
開札日時		令和３年８月６日（金）　午後１時３０分					
工事場所		大村市植松３丁目					
設計額（税込み）		196,983,600　円					
予定価格(税込み)		196,983,600　円					
予定価格(税抜き)		179,076,000　円					
最低制限価格（税抜き）		164,913,000　円					
決定金額(税抜き)		165,455,000　円					
No.	業者名	第1回金額(円)		第2回金額(円)		摘　　要	
1	平山組・野中木工所特定建設 工事共同企業体	166,900,000	3				
2	岡山建設・小森組特定建設工 事共同企業体	166,457,000	2				
3	伸栄・瀬尾特定建設工事共同 企業体	169,888,000	4				
4	高瀬建設・県央グリーン開発 特定建設工事共同企業体	165,455,000	1			落札	

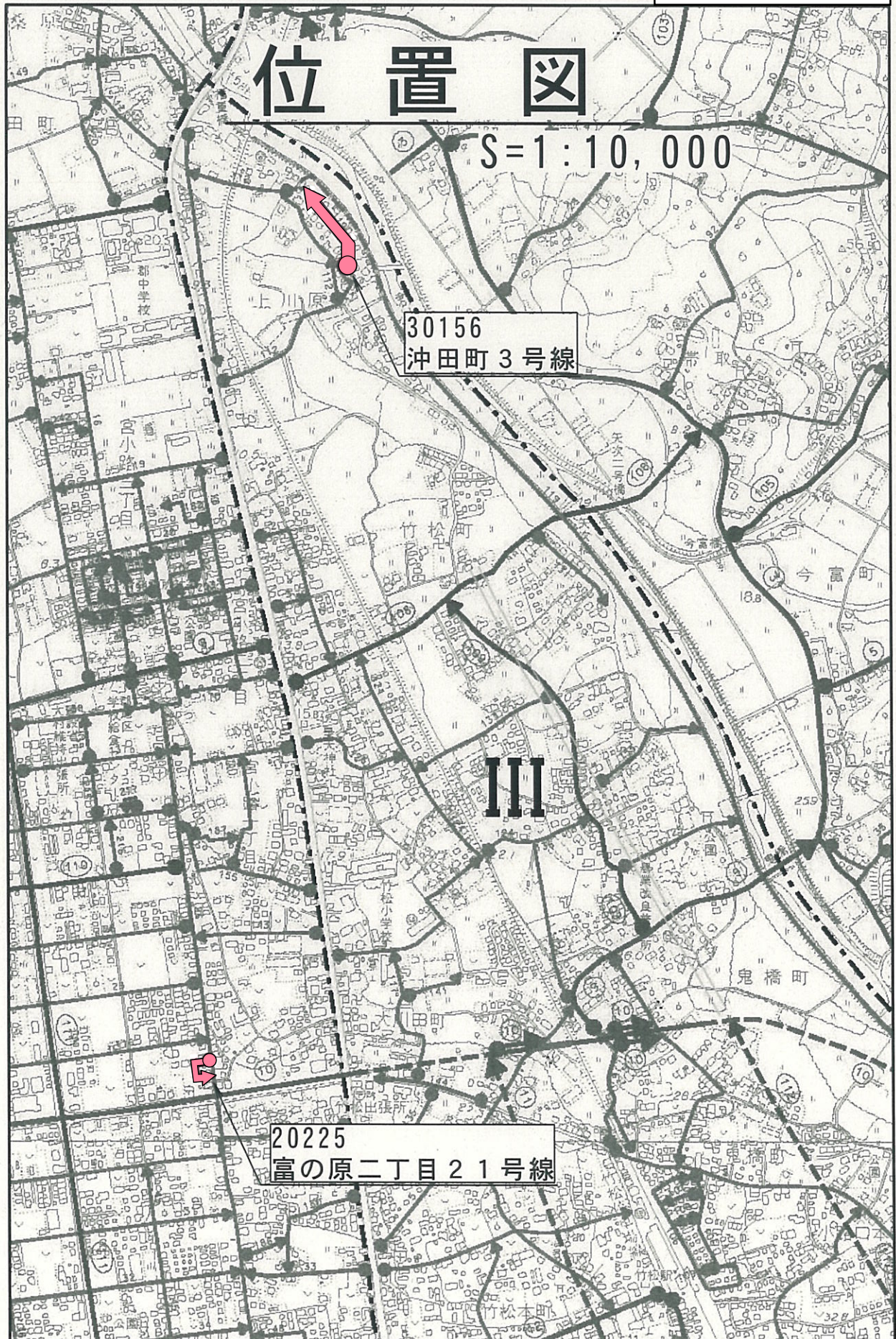
上記金額に100分の10に相当する額を加算した金額が契約の申込みに係る金額である。

入札結果

一般

工 事 名		新大村駅周辺地区東口駅前広場シェルター建築工事					
開札日時		令和３年８月６日（金） 午後１時４０分					
工事場所		大村市植松３丁目					
設計額（税込み）		195,939,700 円					
予定価格(税込み)		195,939,700 円					
予定価格(税抜き)		178,127,000 円					
最低制限価格（税抜き）		164,589,000 円					
決定金額(税抜き)		166,289,000 円					
No.	業者名	第1回金額(円)		第2回金額(円)		摘 要	
1	平山組・野中木工所特定建設 工事共同企業体	166,420,000	3				
2	岡山建設・小森組特定建設工 事共同企業体	166,289,000	2			落札	
3	伸栄・瀬尾特定建設工事共同 企業体	166,888,000	4				
4	高瀬建設・県央グリーン開発 特定建設工事共同企業体	163,755,000	1			類似工事落札者	

上記金額に100分の10に相当する額を加算した金額が契約の申込みに係る金額である。







公用車の交通事故について（報告第10号関係）

1 経緯

令和3年6月4日午前8時50分頃、本市市民環境部会計年度任用職員の運転する公用車が、大村市東三城町174番地付近の交差点において一時停止線で停車した後、当該交差点に進入したところ、公用車の進行方向右側から当該交差点に進入してきた■■■■氏（以下「相手方」という。）所有の軽自動車の左前方部分と接触し、左前輪のホイール等に損傷を与えた。

2 事故の原因及び処理

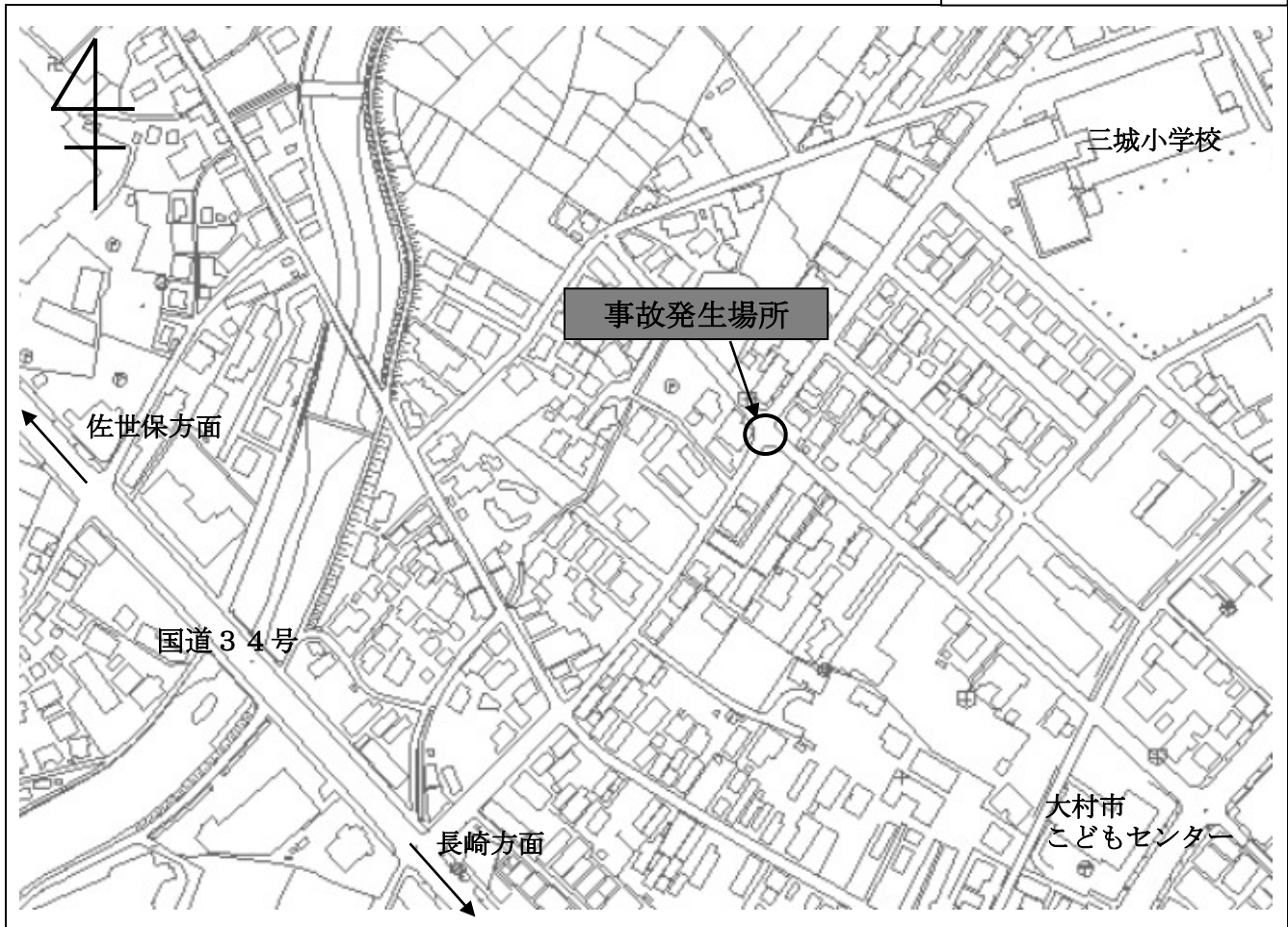
事故の原因は、当該職員が右方の確認を十分に行っていなかったことによるものである。

事故発生後、相手方と事後措置について協議を行い、下記3のとおり示談した。

なお、当該職員には、今後十分に確認を行い、安全運転に努めるよう厳重に注意した。

3 示談内容

大村市は、相手方に対し、修理費の8割に相当する額122,400円（全額保険対応）を損害賠償金として支払う。



詳細図

